

介護支援専門員の資格管理について（平成22年度版）

介護支援専門員の資格について、平成18年4月より、有効期間が定められた登録制度が設けられました。有効期間の更新には、所定の研修の受講→更新申請が必須です。更新申請を行わず、介護支援専門員業務に従事した場合は、介護保険法第69条の39第3項の規定により、介護支援専門員の登録を削除（取消し）となります。従事する介護支援専門員の資格管理（有効期間の把握・証の携行の指導等）に努め、有効期間の更新ができていない介護支援専門員に業務に従事させることのないよう、下記の点に十分ご留意願います。

I 岡山県で発行された旧登録証（A4判と携帯用の2種、写真なし）の有効期間満了日

登録年月日※1	有効期間満了日※2	更新研修（初回）受講年度
平成17年3月11日	平成23年3月11日	平成22年度
平成18年3月23日	平成23年3月23日	平成22年度

①登録年月日（※1）が上記より以前の介護支援専門員

- ・更新申請に基づき、介護支援専門員証（有効期間記載、写真付き）を交付済み。
- ・旧登録証は、県に返納。

介護支援専門員の新規雇用、変更の際の資格確認には、必ず介護支援専門員証（有効期間記載、写真付き）の提示を求め、有効期間を確認し、携行するよう指導すること。

旧登録証しか持っていない＝更新していない＝介護支援専門員として配置不可

（業務についた場合は、登録消除の対象になる・・・介護保険法第69条の39第3項第3号）

②登録年月日（※1）が上記の介護支援専門員

- ・平成22年度実務従事者向け更新研修（平成22年6月～9月に開催）、平成22年度実務未経験者向け更新研修（平成23年1月～3月（現在開催中））、平成18年度以降の専門研修課程Ⅰ、Ⅱを修了した者は、有効期間満了日（※2）までに必ず更新申請を行う。

平成22年2月～3月中に、介護支援専門員を新規雇用、変更する際には、更新に係る研修を受講しているか、交付申請しているか、必ず確認すること。

※研修未受講・未修了（更新できない）→有効期間満了後は介護支援専門員として配置不可

○介護支援専門員証の交付（予定）

- ・実務従事者向け更新研修又は、専門研修課程Ⅰ・Ⅱ修了者・・・平成23年2月末
- ・実務未経験者向け更新研修修了者・・・平成23年3月末

（すぐに業務に従事予定の者へは3月上旬の交付）

介護支援専門員証交付後は、介護支援専門員証の有効期間を確認し、携行するよう指導すること。

II 平成18年4月1日以降、岡山県で登録された介護支援専門員

登録年月日	有効期間満了日	更新研修（初回）受講年度
平成18年4月1日以降	介護支援専門員証に記載	有効期間満了日の1年前の日付が属する年度

- ・介護支援専門員として配置するためには、登録とは別に介護支援専門員証の交付を受けていることが必要。登録を受けているだけでは、介護支援専門員業務に従事できない。

介護支援専門員の新規雇用、変更の際の資格確認には、介護支援専門員証（有効期間記載、写真付き）の提示を求め、有効期間を確認し、携行するよう指導すること。

登録のみを受けている者の場合、介護支援専門員証の交付申請を行うよう指示すること。

（申請から交付までに1ヶ月要する。）

III 更新に係る研修を未受講・未修了で、有効期間満了日を経過した介護支援専門員

- ・再研修（年1回1月～3月に開催）を修了した後、介護支援専門員証の交付を受ければ、介護支援専門員として配置可能となる。

IV 他の都道府県で登録されている介護支援専門員

- ・旧登録証の有効期間満了日は、岡山県で登録されている者と異なる。（有効期間満了日が不明な場合は、登録先の都道府県に照会が必要。）
- ・資格に関する各種届出・申請は、登録先の都道府県に行くことになる。（岡山県で更新研修、専門研修課程Ⅰ、Ⅱを受講していても、更新申請は登録先の都道府県に行く。）
- ・岡山県内の事業所で介護支援専門員として配置されている（配置予定含む）場合は、岡山県への登録の移転が可能。

V 2回目以降の有効期間の更新をするためには

- ①介護支援専門員証の有効期間中に実務に従事又は従事していた経験があり、かつ初回更新時に専門研修課程Ⅰ、Ⅱまたは、実務従事者向け更新研修を修了した者

↓

有効期間満了日の1年前の日付が属する年度に専門研修課程Ⅱを受講すること。

- ②介護支援専門員証の有効期間中に実務に従事または従事していた経験はあるが、初回更新時に未経験者向け更新研修を修了した者

↓

有効期間満了日の1年前の日付が属する年度に実務従事者向け更新研修を受講すること。

- ③介護支援専門員証の有効期間満了までに実務経験の無い者

↓

有効期間満了日の1年前の日付が属する年度に実務未経験者向け更新研修を受講すること。

介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応に係る指針

1 目的

介護保険法に基づく運営基準等において、介護保険事業者(以下「事業者」という。)は、介護サービスの提供による事故発生の防止並びに発生時の対応について、必要な措置が定められている。

しかし、介護保険施設等における介護サービス提供中の重大な事故が後を絶たず、高齢者の生命・身体の安全の確保が最優先の課題となっている状況である。

このため、介護サービスの提供に伴う事故発生の未然防止、発生時の対応及び再発防止への取組等について次のとおり指針を定め、もって、利用者又は入所者等の処遇向上を図ることを目的とする。

2 事故発生の未然防止

(1) 居宅サービス事業者

- ① 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくこと。
- ② 管理者は、従業員に対し、事故発生の防止に関する知識等を周知するとともに、事業所外の研修等を受講させるよう努めること。

(2) 施設サービス事業者

- ① 事故発生の防止のための指針を整備すること。
- ② 事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。
(上記、指針、委員会及び研修についての詳細は、基準省令及び解釈通知を参照すること。)

3 事故発生時の対応

(1) 居宅サービス事業者

- ① 事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- ② 当該利用者の家族、県(所管県民局健康福祉部)、市町村(所在市町村及び保険者)、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡・報告を行うこと。
- ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
(記録は2年間保存すること。)

(2) 施設サービス事業者

- ① 事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- ② 当該利用者の家族、県(所管県民局健康福祉部)、市町村(所在市町村及び保険者)等に連絡・報告を行うこと。
- ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
(記録は2年間保存すること。)

4 事故後の対応及び再発防止への取組

(1) 居宅サービス事業者

- ① 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- ② 事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるとともに、全従業員に周知徹底すること。

(2) 施設サービス事業者

- ① 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- ② 事実の報告及びその分析を通じた改善策を職員に対し周知徹底すること。

(上記、報告、分析等についての詳細は、基準省令及び解釈通知を参照すること。)

5 県(所管県民局健康福祉部)への報告

(1) 報告すべき事故の範囲

報告すべき事故の範囲は、原則、以下のとおりとする。

① サービス提供による利用者の事故等

ア. 事故等とは、死亡事故の他、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等サービス提供時の事故により、医療機関で治療又は入院したもの及びそれと同等の医療処置を行ったものを原則とする。(事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者の自身に起因するもの及び第三者によるもの(例:自殺、失踪、喧嘩)を含む。)

イ. サービス提供には、送迎等も含むものとする。

② 食中毒、感染症(結核、インフルエンザ他)の集団発生

③ 従業員の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの

④ 火災、震災、風水害等の災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故等

(2) 報告事項

県(所管県民局健康福祉部)への報告は、別紙様式を標準とする。ただし、市町村で報告様式が定められている場合や、別紙様式の各項目が明記されている書式がある場合には、それによっても差し支えない。

(3) 報告手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族等に連絡し、県(所管県民局健康福祉部)及び市町村(所在市町村及び保険者)に報告する。

また、感染症の集団発生が疑われる場合には、速やかに管轄保健所に連絡し、併せて、県(所管県民局健康福祉部)及び所在市町村に報告する。

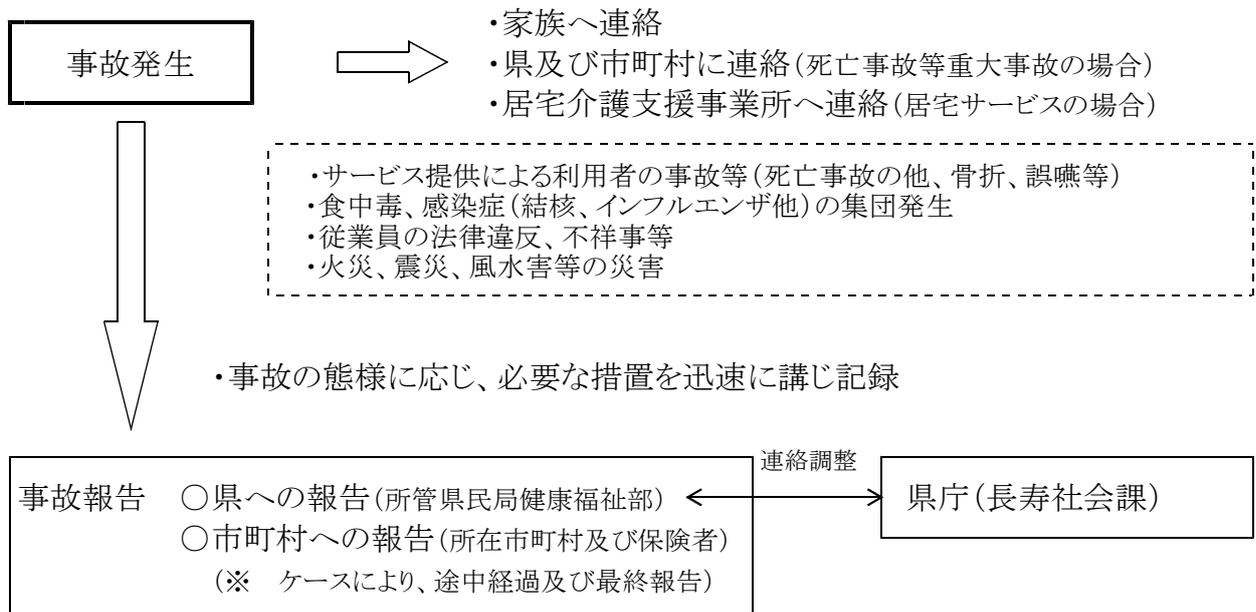
① 第一報

死亡事故等、緊急性の高いものは、電話等により事故等発生連絡を行い、その後、速やかに報告書を提出する。

② 途中経過及び最終報告

事業者は、事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告書を提出する。

※ 参考(事故報告フロー図)



(報告様式)

第1報：平成 年 月 日

第2報：平成 年 月 日

介護保険事業者・事故報告書

第1報（発生後速やかに報告）

事業所	名称			サービス種類	
	所在地			電話番号	
	報告者	職名	氏名		
利用者	氏名	(男女)		被保険者番号	
	生年月日	明・大・昭 年 月 日(歳)	要介護度	要支援()・要介護()	
事故の概要	発生日時	平成 年 月 日()		午前・午後 時 分 頃	
	発生場所	<input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> その他()			
	事故種別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 誤嚥・異食 <input type="checkbox"/> 誤薬 <input type="checkbox"/> 失踪 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> 感染症等() <input type="checkbox"/> その他()			
	事故結果	<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫 <input type="checkbox"/> 切傷 <input type="checkbox"/> その他()			
事故発生時の具体的状況				報告先	報告・説明日時
				医師	/ : :
				管理者	/ : :
				担当CM	/ : :
				家族	/ : :
				県民局	/ : :
				市町村	/ : :
	/ : :				

第2報（第1報後2週間以内）

事故後の対応（利用者の状況、家族への対応等）
損害賠償 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 完結 <input type="checkbox"/> 継続） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未交渉
事故の原因
再発防止に関する今後の対応・方針

注1 介護サービス提供中に事故等が発生した場合に、この報告書を県（所管県民局）に提出してください。
 注2 第2報提出時に事故対応が未完結の場合は、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを、今後の対応・方針欄に記載してください。なお、記入欄が不足する場合は、必要に応じ別に記載してください。

高齢者虐待は社会全体の問題です みんなで防ごう 高齢者虐待

監修・鈴木隆雄
前東京都老人総合研究所
副所長



高齢者虐待についての周知や理解は進みつつありますが、残念ながら虐待数は年々増えています。虐待の背景には、高齢者の認知症や自立度の低下、その家族などの介護疲れや生活上の問題など、さまざまな要因があります。高齢者の尊厳を守り、高齢者と家族がともに健やかな暮らしを取り戻すためには、虐待を早期に発見し対応すること、そして地域全体で高齢者と家族を見守り、支援していくことが大切です。

岡山県

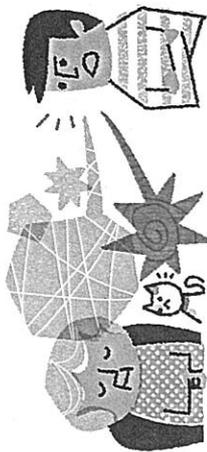
高齢者の虐待は、誰もが直面するかもしれない問題です

全国で年間1万件以上もの高齢者虐待が起きています

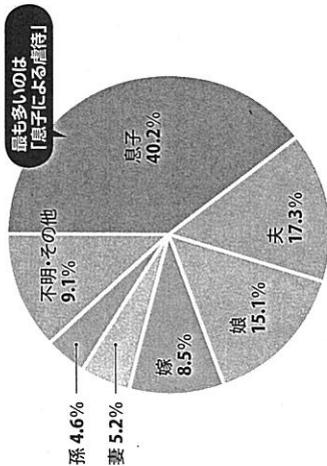
「高齢者虐待防止・養護者支援法」の施行により、これまであまり表面化してこなかった高齢者虐待の実態が、徐々に明らかになってきました。

厚生労働省が平成20年度に全国の市区町村を対象に行った調査では、家族などから虐待を受けたと判断された事例が1万4千件以上にものぼっています。この中には24人の死亡事例も含まれています。

また虐待する側の約4割は「息子」。被虐待者である高齢者の約7割は要介護状態であり、そのうち6割以上に認知症の症状がみられます。介護、特に認知症介護の負担が、虐待と大きくかかわっていると考えられます。



●虐待者と被虐待者の続柄



●被虐待者の要介護認定と認知症の有無

要介護・要支援認定者	割合
6割以上に認知症あり	68.2%
認知症なし	
未申請・その他	31.8%

●虐待を受けているのは要介護状態の高齢者が多い

※「認知症なし」には、自立して生活できる程度の認知症も含まれます。
 (図表は厚生労働省 平成20年度「高齢者虐待防止法」に基づく対応状況等に関する調査結果より作成)

「虐待者が悪者だから」虐待が起きているわけではない

「虐待するなんて、ひどいやつだ!」— 私たちはそう思いがちです。けれども、高齢者虐待が起こる背景にはさまざまな要因があります。適切な介護のしかたや認知症への対応がわからないために、つい手をあげてしまう。これまでの家族関係の中でずっと折り合いが悪かったため、介護が苦痛でならない。介護負担に加え失業中で経済的に困っている……。そんなとき私たちは「自分だったら絶対に虐待しない」と言い切れるでしょうか。

高齢者虐待は誰もが直面する可能性のある問題です。だからこそ、皆が自分自身の問題として高齢者虐待が起こらないよう、地域全体で支えあっていくことが大切です。

以下で思い当たることはありませんか？

これらの虐待が重複して行われているケースも多くなっています

暴力を加える		身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ● 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、やけど・打撲させる、無理やり食事や口に入れる ● 外部との接触を意図的・継続的に遮断する ● ベッドに縛りつけたり、意図的に通薬に薬を服用させるなど
世話をしない		介護・世話の放棄、放任	<ul style="list-style-type: none"> ● 入浴させない、髪が伸び放題、皮膚が汚れている、尿臭がある ● 食事や水分を十分に与えず、低栄養状態や脱水状態にある ● 室内にゴミを放置するなど劣悪な環境で生活させる ● 必要とする介護・医療サービスを制限したり使わせないなど
精神的な苦痛を与える		心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ● 排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどして恥ずかしい思いをさせる ● 怒鳴る、のしる、悪口をいう、侮辱する、子ども扱いする ● 高齢者が話しかけても意図的に無視するなど
性的な行為を強要する		性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ● キスやセックス、性器への接触を強要する ● 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置するなど
金銭や財産を勝手に使う		経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ● 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する ● 本人の自宅などを本人に無断で売却するなど

このほかにも、「セルフ・ネグレクト(自ら自分の生命、健康、生活を損なうまま放置している状態)」の高齢者も多く、他の虐待同様に、周囲の支援が望まれます。

このもんな行為は虐待にあたります

成年後見制度の利用を考えてみましょう

経済的虐待を起こさせない、また悪質商法の被害などに遭わないために、成年後見制度の利用を考えてみましょう。成年後見制度とは認知症などにより判断能力が十分でない人の預貯金の管理(財産管理)や日常生活上のさまざまな契約など(身上監護)を、本人に代わって後見人などが支援する制度です。

※詳しくは地域包括支援センターや市区町村の窓口などにご相談ください。



こんな場合に高齢者虐待が起こりやすい

- 高齢者に認知症がある ● 介護の負担をひとりで抱えている ● 夫婦のみ、高齢者と単身の子どものみなど小規模家庭 ● 経済的に困窮している ● 近所づきあいが少ない ● 介護者に疾病や障害がある

●介護保険や福祉サービスの利用

- 成年後見制度の利用
- 近隣の人とのつながりなど
- 地域全体で見守り、支えていく必要がある

高齢者虐待防止のために

気がかりなことがありましたら、地域包括支援センターへご連絡ください。

ご近所にこんな高齢者はいませんか？		(東京都老人総合研究所作成)	○印
1	暴力を受けている、怒鳴られる、年金を取られるなどと訴えている		
2	あざや傷があるのに理由を聞いてもはっきりしない		
3	家族が介護でとても疲れていたり、高齢者の悪口を言っている		
4	介護や病気について相談する人がいないようだ		
5	ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯で、最近、姿を見かけなくなった		
6	高齢者を訪ねると家族に嫌がられたり、会わせてもらえない		
7	昼間でも雨戸が閉まっている		
8	家の周囲にゴミが放置されたり、異臭がする		
9	郵便受けが新聞や手紙で一杯になっている		
10	家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする		
11	暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者が長時間外にいる		
12	高齢者が道路に座り込んだり、徘徊していることがある		
13	介護が必要なのに、サービスを利用しているようすがない		
14	高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っているようすがない		
15	最近、セールスや営業の車が来るようになった		
16	家族がいるのに、いつもコンビニなどでひとり分のお弁当を買っている		

○がついた項目が多いほど、支援の必要性が高い状態です。

各市町村地域包括支援センターの連絡先

地域包括支援センター	電話番号	地域包括支援センター	電話番号	地域包括支援センター	電話番号		
岡山市	北区中央	086-224-8755	倉敷市	琴浦	086-473-9001	備前市	0869-64-1844
	北区北	086-251-6523		児島中部	086-473-0847	瀬戸内市	0869-26-5948
	中区	086-274-5172		児島西	086-472-0221	赤磐市	086-955-1116
	東区	086-944-1866		赤崎	086-472-2941	真庭市	0867-52-1159
	南区西	086-281-9681		下津井	086-479-8271	美作市	0868-72-0844
	南区南	086-261-7301		郷内	086-485-1874	浅口市	0865-44-7388
倉敷市	倉敷中部	086-430-6703		玉島東	086-523-6235	和気町	0869-92-9778
	倉敷南	086-420-1355		玉島中部	086-523-5322	早島町	086-482-2432
	老松・中洲	086-427-1191		玉島南	086-528-3266	里庄町	0865-64-7232
	大高	086-427-8811		玉島北	086-525-1339	矢掛町	0866-82-1013
	倉敷西	086-466-3156	船穂	086-552-9005	新庄村	0867-56-2001	
	帯江・豊洲	086-429-2714	真備	086-698-5999	鏡野町	0868-54-2986	
	中庄	086-461-2357	津山市	0868-23-1004	勝央町	0868-38-3028	
	天城・茶屋町	086-428-1661	玉野市	0863-33-6600	奈義町	0868-36-4119	
	庄北	086-461-0085	笠岡市	0865-62-6662	西粟倉村	0868-79-7100	
	倉敷北	086-463-7760	井原市	0866-62-9552	久米南町	0867-28-2090	
	水島	086-446-6511	総社市	0866-92-8244	美咲町	0868-66-1195	
	福田	086-455-5132	高梁市	0866-21-0300	吉備中央町	0866-54-1320	
連島	086-444-3200	新見市	0867-72-6209				

岡山県保健福祉部 長寿社会課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 ☎086-226-7326(直通)

食中毒を防ごう!



食中毒予防の3原則

菌を付けない

手洗い

菌を増やさない

菌をやっつける

加熱



岡山県マスコット ももっち R100

岡山県・保健所

食中毒予防のポイント

1 食品の購入

- 期限表示（消費期限又は賞味期限）を過ぎていないかどうかを確認して、新鮮な食品を買きましょう。

2 食品の保存

- 食品は常温に放置せず、すぐに冷蔵庫（10℃以下）、冷凍庫（-15℃以下）に入れましょう。
- 肉や魚など、水分が漏れて他の食品を汚染するおそれのある食品は、袋や容器に入れて保存しましょう。
- 冷蔵庫に食品を入れすぎないようにしましょう。

3 下準備

- 手を拭くタオルは清潔なものを用意しましょう。
- 食品を取り扱う前後には必ず手を洗きましょう。
- 調理器具は清潔なものを使用しましょう。
- 野菜や魚を下処理する時は真水でよく洗きましょう。

4 調理

- 下準備で用いたものを片付けて、清潔にしてから始めましょう。
- 卵は料理に使う分だけ、使う直前に割って、すぐに料理しましょう。
- 加熱して調理する食品は、中心部まで十分に加熱しましょう。（75℃以上、1分以上）

5 食事

- 清潔な器具や食器を用意しましょう。
- 手をよく洗ってから盛りつけや配膳をしましょう。
- てきあがった食品は長く放置せず、早めに食べましょう。
- 刺身などは冷蔵庫から出したら早めに食べましょう。



6 残った食品

- 清潔な容器に小分けして冷蔵庫へ保存しましょう。
- 温め直すときは、食品の中心部まで十分に加熱しましょう。
- 残った食品は早めに食べましょう。時間が経ちすぎた食品は、思い切って捨てましょう。

7 その他

- 生の肉や魚を調理したまな板、包丁などは、よく洗った後、熱湯やアルコールで消毒しましょう。
- ペットは厨房（台所）へ入れないようにしましょう。



岡山県・保健所

食中毒（ノロウイルス）注意報が発令されています！

岡山県は平成22年11月11日に、県内全域に食中毒（ノロウイルス）注意報を発令しました。

施設・事業所において集団食中毒等が疑われる事態が発生した場合は、速やかに食品衛生の窓口、事業所所在の市町村及び事業所所管の県民局の3カ所に連絡をしてください。

1. 食品衛生窓口

保健所名	担当課	所在地	電話番号	管轄区域	
県の保健所	備前	衛生課	岡山市中区古京町 1-1-17	086-272-3947	玉野市 瀬戸内市 吉備中央町 備前市 赤磐市 和気町
	備中	衛生課	倉敷市羽島 1083	086-434-7026	総社市 早島町 笠岡市 井原市 浅口市 里庄町 矢掛町
	備北	備北衛生課	高梁市落合町近似 286-1	0866-21-2837	高梁市 新見市
	真庭	真庭衛生課	真庭市勝山 591	0867-44-2918	真庭市 新庄村
	美作	衛生課	津山市椿高下 114	0868-23-0115	津山市 鏡野町 美咲町 久米南町 美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村
市の保健所	岡山市	衛生課	岡山市北区鹿田町 1-1-1 岡山市保健福祉 会館2階	086-803-1257	岡山市
	倉敷市	生活衛生課	倉敷市笹沖 170	086-434-9826	倉敷市

2. 事業所所在の市町村

3. 事業者指導窓口（事業所の所在地を管轄する県民局）

巻末ページの質問窓口と同様

ノロウイルス食中毒の予防のポイント

1. 『清潔』（ウイルスを付けない）

(1) 調理前や用便後は、石けんを用いて十分な流水で手をよく洗いましょう。

ノロウイルスは「アルコール」や「逆性石けん」などでは十分な消毒効果が期待できません。手指は、石けんをよく泡立ててしっかりもみ洗いし、水で十分にウイルスを洗い流すことが大切です。

(2) 食品に直接触れる際にはできるだけ「使い捨て手袋」を着用しましょう。

(3) 下痢やおう吐等の症状がある場合は、食品を直接取り扱う作業に従事しないようにしましょう。

ノロウイルスは下痢等の症状がなくなっても、通常では1週間程度、長いときには1ヶ月程度ウイルスの排泄が続くことがあるので、症状が改善した後も、しばらくの間は直接食品を取り扱う作業をさせないようにすべきです。

(4) 二枚貝などを取り扱う時は、専用の調理器具（まな板、包丁等）を使用するか、取り扱った後は、調理器具を十分に洗浄消毒しましょう。まな板、包丁、へら、食器、ふきん、タオル等は熱湯（85℃以上）で1分以上の加熱が有効です。

また、次亜塩素酸ナトリウム（※）による消毒も有効です。

※塩素系の漂白剤（使用に当たっては「使用上の注意」を確認しましょう。）

(5) 11月頃から2月の間に、乳幼児や高齢者の間でノロウイルスによる急性胃腸炎が流行します。この時期の乳幼児や高齢者の下痢便および吐ぶつには、ノロウイルスが大量に含まれていることがありますので、おむつ等の取扱いには十分注意しましょう。

12日以上前にノロウイルスに汚染されたカーペットを通じて、感染が起きた事例も知られており、時間が経っても、患者の吐ぶつ、ふん便やそれらにより汚染された床や手袋などには、感染力のあるウイルスが残っている可能性があります。このため、これら感染源となるものは必ず処理をしましょう。

床等に飛び散った患者の吐ぶつやふん便を処理するときには、使い捨てのガウン（エプロン）、マスクと手袋を着用し汚物中のウイルスが飛び散らないように、ふん便、吐ぶつをペーパータオル等で静かに拭き取ります。拭き取った後は、次亜塩素酸ナトリウム※（塩素濃度約200ppm）で浸すように床を拭き取り、その後水拭きをします。おむつ等は、速やかに閉じてふん便等を包み込みます。

おむつや拭き取りに使用したペーパータオル等は、ビニール袋に密閉して廃棄します。

2. 『加熱』（ウイルスをやっつける）

(1) 加熱が必要な食品は、中心部まで十分に加熱して食べましょう。

食品の中心温度85℃以上で1分間以上の加熱を行えば、感染性はなくなるとされています。

(2) 特に、子供やお年寄りなどの抵抗力の弱い方は、加熱が必要な食品は中心部まで十分に加熱して食べましょう。

カンピロバクター食中毒に 気をつけましょう!

カンピロバクターは食中毒菌の一種で、わずかな菌数でも食中毒を引き起こすことが知られています。

また、保存状態に関わらず、新鮮な生肉ほど見つかる確率が高く、市販の鶏肉・牛レバー等からも見つかっています。

そのため、鶏刺しや牛レバー刺し等の肉や内臓の生食、調理時の加熱不足を原因とする食中毒が多発しています。

さらに、生肉に触れた食品や手指・調理器具を介して、菌に汚染された食品が食中毒の原因となることもあるので注意しましょう。

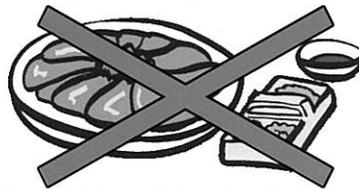
★予防のポイント★

生食を避ける

- 市販の鶏肉・牛レバー等からもカンピロバクターは見つかっています。
生食はやめましょう。



特に幼児、高齢者の他、抵抗力の弱い方が発症すると、重症になることがありますので、食べないようにしましょう。



調理時に注意すること

- 中心部までしっかり加熱しましょう。(中心部75℃以上で1分間以上)
- 生肉から別の食品への汚染を広げないため、次のことに注意しましょう。
 - 保存する場合は、フタ付き容器やラップを使用しましょう。
 - 取り扱った後は、十分に手を洗いましょう。
 - 取り扱った調理器具(包丁やまな板等)は、十分に洗浄殺菌しましょう。



中心温度75℃以上、
1分間以上



岡山県マスコット ももち



食べるときに注意すること

- 焼肉等では箸を使い分けましょう。(生肉用・食事用)